

21068	社会福祉援助技術現場実習 Field Practice of Social Welfare Aid Skills	3 年次～ 通年 4 単位
担当者	鴨志田 美幸／山中 俊克／富樫 美奈子／沼田 正人／藤島 稔弘	履修可能学科 W
		関 連 資 格 教職・社福士必（W）
サブタイトル		
授業内容・ねらい	夏期休業中に実施（実際に実習を行うこと）180時間以上を目安に社会福祉現場でソーシャルワーカーとしての実習を体験する。具体的には「入所施設」といわれる利用者が24時間生活をしている施設においてソーシャルワーク実習を体験する。実習先は、「児童養護施設」「障害児施設」「知的障害者施設」「身体障害者施設」「特別養護老人ホーム」「養護老人ホーム」等の施設である。原則として大学が実習先を決める配属実習の形態をとる。多くの場合、宿泊実習となり、別途徴収する実習費以外に、食費などの自己負担がともなう場合がある。 大学による配属実習の場合、実習先との連絡調整は大学が行う。希望がある場合には帰省先での実習を考慮する場合もあるが、施設の選択、実習の依頼・交渉は学生自身が自己責任で行うことを条件とする。希望者は早急に教員に申し出て指導を受けること。 【授業の目的・ねらい】 1. ソーシャルワーク実習を通して、ソーシャルワークに係る知識・技術・倫理観について具体的かつ実際に理解し、実践的な技術等を体得する。 2. 社会福祉士として求められる知識・技術・倫理観における自己の課題明確にし、総合的に対応できる能力を習得する。 3. 関連分野の専門職との連携のあり方およびその具体的な内容を実践的に理解する。 【授業全体の内容の概要】 実習先の実習担当職員からの指導を受けながら、「実習計画書」に基づき実習を行う。 【履修上の注意】 社会福祉概論、社会福祉援助技術総論・同各論Ⅰ・Ⅱ並びに社会福祉援助技術演習Ⅰ・Ⅱ、人間福祉実習・同指導が単位修得済みであること。同時履修の社会福祉援助技術現場実習指導の単位を取得すること。 公的扶助論、社会保障論、高齢者福祉論、障害者福祉論、児童福祉論が単位修得済みもしくは、履修中であること。実習希望領域については領域論が単位修得済みであることを原則とする。 病院実習を希望する場合も、この科目に登録すること。病院実習を希望する学生は、病院ソーシャルワーク論の単位修得済みであることを原則とする。 実習先で利用者や施設及び職員に苦しい迷惑をかけた場合、実習を中止することがある。	
授業計画	1. 基本的知識の習得 ①実習先の利用者の理解およびその課題やニーズを理解する。 ②ソーシャルワーカーの業務内容とその特性を理解する。 ③実習先の法的根拠、目的、組織といった機構および業務体系等の機能を理解する。 2. ソーシャルワーク実践の共通基盤の習得について ①利用者理解において受容・傾聴・共感の基本的技術を活用する。 ②ケアプラン・レクリエーション等の企画・立案・実行する。 ③支援に必要な社会資源を理解する。 ④場面や関わる相手の相違を踏まえて、ふさわしい対人関係を形成する。 ⑤実習の記録や各種記録を的確に作成する。 ⑥権利擁護システムを理解する。 ⑦実習先と地域社会との関連性を理解する。 ⑧同職種、他職種との連携を理解する。 3. 実習態度について ①実習先の規則や注意事項を遵守する。 ②積極的に職員からスーパービジョンの機会を得よう努力する。 ③利用者のプライバシーや人権を尊重する姿勢を身につける。 ④実習を客観的に振り返り、自己の課題を明確にした上で継続して実習に取り組む。	
教科書 参考書	授業内で指示する。	
評価方法	個々の課題、実習態度、施設からの評価、実習記録、個人面接によって総合的に評価する。	
事前準備学習 履修条件等	【授業内容・ねらい】を参照のこと	